



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

967	指定自立支援医療機関の変更	(障害福祉課).....	1
968	大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要	(商工振興課).....	1
969	大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要	(").....	2
970	住持中左近両溜池土地改良区の役員の就任	(農業農村整備課).....	3
971	県営土地改良事業計画の決定	(").....	3
972	〃	(").....	3
973	〃	(").....	4
974	〃	(").....	4
975	〃	(").....	5
976	県営ため池等整備事業の工事の完了	(").....	6
977	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	6
978	基本測量の実施	(技術調査課).....	6
979	公共測量の実施	(").....	6
980	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
981	道路の供用開始	(").....	7
982	道路の区域変更	(").....	7
983	道路の供用開始	(").....	8
984	道路の区域変更	(").....	8
985	道路の供用開始	(").....	8
986	和歌山下津港（和歌浦・海南地区）放置等禁止区域内に放置されている所有者不明の物件等の措置	(港湾空港振興課).....	8

告 示

和歌山県告示第967号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和4年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
株式会社エムズケア	日高郡日高町萩原1535	医療機関の所在地	御坊市菌96	日高郡日高町萩原1535	令和4.8.1

和歌山県告示第968号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーエバグリーン新宮店
和歌山県新宮市緑ヶ丘三丁目6521番7外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和4年和歌山県告示第455号
- 3 意見の概要
 - (1) 騒音・振動の防止対策及び周辺環境への適正な配慮をすること。
 - (2) 排出される廃棄物等に係る保管、運搬処理に関し、周辺地域の生活環境の保持の観点から適正な配慮をすること。
 - (3) 廃棄物等の処理等について、廃棄物等に関する法令、市条例及び関連施策の趣旨、内容を十分考慮して適切に対応すること。
 - (4) 事業開始後、当該店舗への来客の自動車等により、周辺市道の交通量がこれまでと比して、大幅に増加し、混雑することが予想されるため、駐車場の出入口等来客の誘導又は交通安全上必要である箇所については、適切な措置を講じること。
 - (5) 地元での雇用体系について協議、確認すること。
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県東牟婁振興局地域振興部企画産業課（新宮市緑ヶ丘二丁目4-8）
新宮市企画政策部商工観光課（新宮市春日1番1号）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和4年8月26日から同年9月26日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第969号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和4年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
NEX岩出中迫店
和歌山県岩出市中迫118番3外
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
令和4年和歌山県告示第456号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
岩出市事業部産業振興課（岩出市西野209番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 令和4年8月26日から同年9月26日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第970号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、住持中左近両溜池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した役員（令和4年7月18日就任）

職名 氏 名 住 所

監事 川端敏郎 岩出市堀口5番地の1

和歌山県告示第971号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業三ツ池下池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和4年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年8月29日から同年9月27日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農林整備課

和歌山県告示第972号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業熊ノ倉池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の

日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和4年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年8月29日から同年9月27日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農林整備課

和歌山県告示第973号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業上広野池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和4年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年8月29日から同年9月27日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農林整備課

和歌山県告示第974号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業知谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次

のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和4年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年8月29日から同年9月27日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農林整備課

和歌山県告示第975号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業片河谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和4年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年8月29日から同年9月27日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局農林水産振興部農地課及び日高町産業建設課

和歌山県告示第976号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 早津川奥池地区
- 2 確定年月日 令和元年9月4日
- 3 工事を完了した時期 令和4年8月9日

和歌山県告示第977号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市龍神村龍神字湯本1242の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第978号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（土地条件データ整備）
- 2 作業期間 令和4年8月22日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市、海南市、有田市及び有田郡有田川町の一部

和歌山県告示第979号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき橋本市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（デジタル数値撮影、写真地図作成）
- 2 作業期間 令和4年8月22日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県橋本市並びに伊都郡かつらぎ町及び九度山町全域（合同撮影）

和歌山県告示第980号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字笠田東字丸畝町192番2地先から同町大字笠田東字丸畝町188番1地先まで	旧	11.10 } 13.39	35.23	
同上	新	15.29 } 16.84	35.23	

和歌山県告示第981号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字笠田東字丸畝町192番2地先から同町大字笠田東字丸畝町188番1地先まで

供用開始の期日 令和4年8月26日

和歌山県告示第982号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年8月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
紀の川市粉河字西宅地2107番3地先から同市粉河字西宅地2111番1地先まで	旧	5.43 } 11.93	40.00	
同上	新	9.20 } 12.58	40.00	

和歌山県告示第983号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 粉河加太線

供用開始の区間 紀の川市粉河字西宅地2107番3地先から同市粉河字西宅地2111番1地先まで

供用開始の期日 令和4年8月26日

和歌山県告示第984号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 上鞆湊那賀線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市赤沼田字向峯433番2地先から同市赤沼田字向峯405番4地先まで	旧	2.48 } 5.36	90.72	
同上	新	7.87 } 15.51	93.47	

和歌山県告示第985号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上鞆湊那賀線

供用開始の区間 紀の川市赤沼田字向峯433番2地先から同市赤沼田字向峯405番4地先まで

供用開始の期日 令和4年8月26日

和歌山県告示第986号

港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第56条の4第2項の規定に基づき、和歌山下津港

（和歌浦・海南地区）放置等禁止区域（令和3年和歌山県告示第1248号で指定した放置等禁止区域をいう。以下同じ。）内に放置されている所有者不明の物件等の措置を次のとおり行う。

令和4年8月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 物件等の所在及び種類等

(1) 所在

和歌山市毛見の和歌山下津港（和歌浦・海南地区）放置等禁止区域内

(2) 種類等

次に掲げる物件等

整理番号	種類	材質	縦×横×高さ(cm)
1	冷蔵庫	プラスチック	30×50×90
2	ゴミ箱	プラスチック	40×50×90
3	冷蔵庫	プラスチック	60×55×90
4	冷蔵庫	プラスチック	50×55×125
5	倉庫	鉄	190×300×300
6	倉庫	鉄	225×170×300
7	倉庫	鉄	225×160×300
8	はしご、ドラム缶、電気製品、ロープ	鉄、麻	1,100×300×110
9	船台	鉄	75×170×60
10	栈橋	鉄	95×260×75
11	倉庫	鉄	410×310×240
12	物置	鉄	470×230×210
13	冷蔵庫	プラスチック	50×55×115

2 所有者等の行うべき措置

当該物件等の所有者、占有者その他当該物件等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、和歌山下津港湾事務所に連絡した上で、令和4年9月20日（火）までに当該物件等を撤去すること。

3 和歌山県知事の行う措置

所有者等が令和4年9月20日（火）までに2の措置を行わないときは、和歌山県知事は、当該措置を自ら行い、又は他の者に命じ、若しくは委任して当該物件等を撤去するものとする。

なお、撤去後に所有者等が判明した場合には、当該所有者等に対して、法第56条の4第8項の規定に基づき、当該撤去に要した費用を請求するものとする。

4 連絡先

和歌山市築港六丁目22番地

和歌山下津港湾事務所 総務管理課 (電話番号 073-431-7266)